

「ぐんま へらしおアクション」実施要綱

1 趣 旨

群馬県では、健康課題である心疾患、脳血管疾患及び、これらの危険因子である高血圧の予防・改善のため、「食塩摂取量の減少」を目標に取組を推進している。

県民の食塩摂取量は年々減少してきているものの、一層の推進には、日常生活で自然に減塩できる食環境づくりが重要である。

そこで、県民が減塩された食品や情報を入手しやすい食環境の充実を目指し、食品関連企業（製造・流通・販売等）や小売業、飲食店等（以下「食品事業者」という。）と連携したモデル事業を実施する。

現状・背景

- ・群馬県民（20歳以上）の食塩摂取量（1人1日当たり平均値）は、10.5gであり、群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21（第3次）」の目標である7.0gを上回っている。
- ・県民の主な食塩摂取源は、食品群別ではしょうゆやみそ等の調味料類、料理別では汁物や麺類からが最も多い。
- ・冷凍食品やレトルト食品等の加工食品の利用や、家庭内調理だけでなく、持ち帰りの弁当・惣菜等の中食の利用が増加している。

2 目指す方向性

食品事業者と行政が連携し、県民が普段購入する食品の減塩や、減塩に関する正しい情報の提供等に取り組むことにより、すべての県民が自然に減塩できる食環境づくりを行う。

- （1）減塩に向けた商品やサービスを販売・提供する取組を増やす。
- （2）減塩の重要性及びその実践に向けた工夫等に関する情報発信をする取組を増やす。

3 実施体制

- （1）実施主体 群馬県
- （2）事業対象 食品の製造・加工、流通、販売のいずれかを行っている群馬県内の食品事業者等

（3）連携体制

食品事業者と群馬県（健康長寿社会づくり推進課）が以下の役割により連携しながら実施する。

- ・食品事業者
事業の主体的な実施
- ・群馬県
事業の実施に係る助言、減塩の効果的な取組に関する情報提供、メディアを活用し積極的に事業内容等の情報発信・県民への普及啓発等

4 事業内容

次の（1）、（2）から選択して実施することとする。

具体的な事業内容・実施方法は、食品事業者等と群馬県で相談の上、決定する。

（1）減塩に向けた商品やサービスの提供

- ・自社商品（弁当・惣菜等含む）の減塩
- ・減塩食品の取り扱いを増やす
- ・販売戦略（棚割り、価格等）の工夫 等

(2) 減塩に向けた広報等による啓発

- ・減塩の重要性及びその実践に向けた工夫等に関する情報発信
- ・減塩レシピ・減塩商品の紹介・広報
- ・食品事業者の取組に関する広報活動 等

※「減塩」の取組を実施していることをあえて周知せずに販売・提供するなど、県民が無意識のうちに減塩できる方法も検討する。

5 事業に係る経費

本モデル事業実施に係る経費は、食品事業者等の負担とする。

6 事業への参画方法

本事業の目的に賛同し、参画を希望する食品事業者等（申請者）は、別に定める日までに申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、群馬県に提出する。

7 モデル事業実施企業の決定

群馬県は、提出された申込書を確認し、申請者と調整の上、モデル事業実施企業を決定する。

8 事業計画の提出

モデル事業実施企業は、毎年度、群馬県が別に定める日までに事業計画書（別記様式第2号）を提出する。

9 実績報告

モデル事業実施企業は、毎年度、群馬県が別に定める日までに実績報告書（別記様式第3号）を提出する。

10 その他

本事業は、令和8年度内に「食環境づくりプラットフォーム（仮称）」に移行予定である。移行時には、計画内容の確認を行う。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

減塩に関する具体的な取組事例は、
以下をご覧ください。
自然に健康になれる持続可能な食環境づくり
推進に向けた検討会報告書（厚生労働省）



ぐんま へらしお
アクションの詳細は
県ホームページを
ご覧ください。



附則 この要綱は、令和6年12月11日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年7月14日に一部改正する。

附則 この要綱は、令和8年4月21日に一部改正する。